

子どもの権利に関する条例を基盤にした子ども会議の活動

奈井江町立奈井江中学校 学級数5 (校長 平井 数矢)

□ 実践の概要

奈井江町は、平成14年に北海道で初めて子どもの権利に関する条例（以下、子ども権利条例）を制定した町である。この条例を生かした取組の1つに子ども会議の取組がある。奈井江小・中学校の児童会・生徒会役員その他、希望するあらゆる子どもが会議委員となり、子ども権利条例を踏まえた活動を推進している。

1 実践の目的

本校の教育目標である「自ら進んで学び取る生徒の育成」の達成のため、児童生徒が開催回数及び内容を考え子ども会議を実施し、生徒会活動と関連付け、生徒の主体性を大切にした活動の充実を図る。

2 実践内容

(1) 実施計画

令和6年 2月26日 芽室町・奈井江町児童生徒オンライン交流の実施
 令和7年 5月 1日 「全町一斉クリーン作戦」に参加
 令和7年 8月23日 「ないえ産業まつり」に出店

(2) 取組の具体

① 「芽室町・奈井江町児童生徒オンライン交流」の実施

「他の町の子どもが学校や地域でどんな取組をしているのか直接話をしてみたい」という子ども会議委員の要望により、奈井江町と同様に子ども権利条例を制定している十勝の芽室町の児童生徒とオンライン交流を行った。



【子ども会議の様子】

② 「全町一斉クリーン作戦」に参加

「奈井江町をきれいな町にしたい」という児童生徒の願いを受けて平成23年から行っている「全町一斉クリーン作戦」に全校生徒で参加した。特別活動において、町内のごみ拾いを通じて子ども権利条例にある自然環境の保全につながる環境美化と地域貢献に取り組んだ。



【全町一斉クリーン作戦】

③ 「ないえ産業まつり」に出店

子ども会議で出店を決めた「ないえ産業まつり」において、子ども会議委員の意見を踏まえ、「祭りガチャ」「ねんどづくり」「スライムづくり」を行った。子ども会議委員が主体となって、購入する物及び借用する物を決めて、準備し、当日実施した。



【ないえ産業まつり】

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

取組後には、子ども権利条例を踏まえた振り返りと交流の時間を設け、子どもの権利について児童生徒と大人が共通理解を図ることにより、子どもが一人の人間として生き、大人とともに社会を構成するパートナーとして認められていることを実感することができた。

(4) 改善後の取組

子ども会議の活動について、全校生徒が取り組めるよう生徒会の主体性を生かし、見直しを図る。

3 実践のポイント

- ・コミュニティースクールのコーディネーターがファシリテーターとして関わることにより、子ども会議において、子ども会議委員が主体的に考え、判断するようにしたこと
- ・小学校から子ども権利条例についての学習を継続することにより、児童生徒が、子ども会議は条例に基づき実施されていることの理解を深めたこと

石狩市こどもの権利条約の理念を活かした教育活動の工夫及び改善

石狩市立双葉小学校 学級数 11 (校長 東峰 宏紀)

□ 実践の概要

石狩市は、令和7年4月に石狩市こどもの権利条例を施行し、「こどもまんなかまちづくり」を位置付けており、本校においては、「意見を表明し、参加する権利」や「守り、守られる権利」などの4つの権利を大切にしながら、校則の見直しや児童会中心のいじめ防止集会などの教育活動に取り組んでいる。

1 実践の目的

石狩市こどもの権利条例の理念を活かし、子どもが主体となって取り組む教育活動を展開することにより、子ども一人一人に権利の主体としての主権者意識を育むとともに、子どもの権利の推進を図り、子どもの力を育て可能性を伸ばす。

2 実践内容

(1) 実施計画

- ① 子どもの権利に関する理解を深める、石狩市こどもの権利条例についての学習や外部講師による出前講座の実施等
- ②③ 子どもが主体となって参加する活動を保障し、子どもの発達の段階に応じて系統的な指導を行う、校則の見直しの取組やいじめ防止集会の計画及び実施

(2) 取組の具体

① 子どもの権利についての学習

石狩市こどもの権利条例の施行を受け、今年度より道徳科の内容項目「個性の伸長」「公正、公平、社会正義」等を取り扱う際に本条例と関連付け、全ての学年で条例の周知や子どもの発達の段階に応じた条例の理念、内容についての指導を行った。

さらに、本年度7月に、総合的な学習の時間において第6学年を対象として日本ユニセフ協会による「ユニセフ教室」を実施した。子どもの権利に関して、世界にも視野を広げ、考えを深める好機となった。加えて、特別活動において第2学年を対象とした人権擁護委員による「人権教室」及び第3学年を対象とした、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など、様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラムである「CAPプログラム」を毎年実施した。

② 校則（生活のきまり）見直しの取組

令和5年度より、校内外の生活のきまりに関して、児童が意見表明できる機会を設け、見直しを図った。また、校内外の生活のきまりや見直しの手順に関して学校HP等で公開した。

③ いじめをなくそう集会の開催・どさんこサミットへの参加

児童会生活委員会が中心となり、いじめの未然防止に向けた取組として、「いじめをなくそう集会」を実施した。ロールプレイを通して正しい行動について考えたり、絵本の読み聞かせを行ったりするなど、全校でいじめ根絶に向けた一人一人の思いを確かめ合う機会としている。また、令和7年10月に、児童会書記局の代表児童が「石狩管内どさんこ☆子ども地区会議」に参加し、本校の取組について発表を行った。

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

石狩市こどもの権利条例と関連付けた教育活動を行うことにより、子どもの主権者意識を高めることができた。教職員から見た児童の変容及びこどもの権利に対する理解についての見取りを行うとともに、指導のより一層の改善を行う必要がある。

(4) 改善後の取組

日常の授業の中で児童が対話や協働を通して、多様性を尊重し、自己実現に向け主体的に学習に取り組む態度を身に付けられるよう、こどもの権利に関する児童の理解を図る学習活動を推進する。

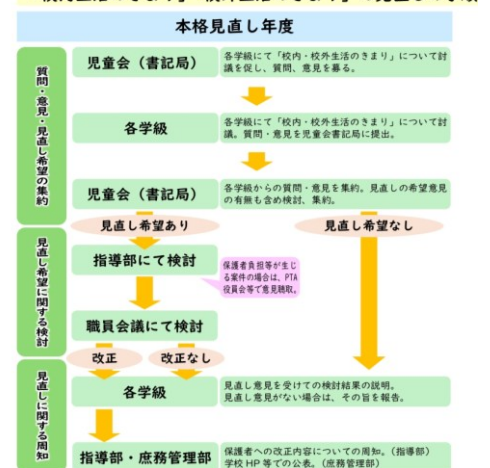
3 実践のポイント

- ・教職員がこどもの権利条例を正しく理解することで、児童の意見を積極的に取り入れながら、子ども主体の教育活動を展開すること
- ・子ども主体の教育活動を展開することで、児童のウェルビーイングの充実につなげること



【「ユニセフ教室」水遊びの体験】

「校内生活のきまり」「校外生活のきまり」の見直しの手順



【「校内外生活のきまり」の見直しの手順】

子どもの意見を反映する児童会活動の充実に向けた取組

平取町立平取小学校 学級数7 (校長 木田 理博)

□ 実践の概要

本校は、児童会活動において、子ども自身が計画を立てて取り組んできたことを振り返り、次の取組に向けて見通しをもつとともに、児童会活動に参画する意欲を高めるため、これまで年間2回の開催であった児童総会を年間4回の開催とし、前後期の振り返りを行う機会を創設した。

1 実践の目的

児童会活動における取組の計画について話し合う年2回の児童総会に加え、取組の振り返りを行う機会を設定することにより、より一層子ども自身の手による自治的な活動とし、本校で育成を目指す「自ら課題や問題点を見つけ、それらを解決しようとする態度」や「自ら考え、判断し、行動できる力」、「失敗を恐れず新しいことに挑戦し、失敗から学ぶ行動力」の資質・能力を育成する。

2 実践内容

(1) 実施計画

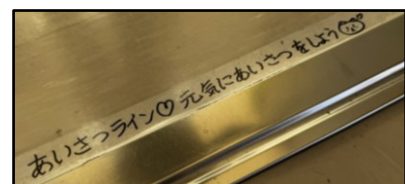
- ・ 4月 前年度の反省を踏まえた前期の活動の検討
- ・ 5月 前期の活動計画についての承認
- ・ 9月 前期の活動についての振り返りと反省
- ・ 9月～10月 前期の反省を踏まえた後期の活動の検討
- ・ 11月 後期の活動計画についての承認
- ・ 2月 後期の活動についての振り返りと反省



【児童総会の様子】

(2) 取組の具体

- ・ 書記局や各委員会で活動計画を立案する際に、これまでの取組の成果や課題を提示するとともに、失敗を恐れずに、新しい活動や取組を自分たちで考えて挑戦できるように支援した。
- ・ 書記局や各委員会から提案された活動計画や反省について、各学級で協議を行う際に、「自分たちの手で学校を作り上げていく」という視点で協議が進むよう指導支援した。
- ・ 書記局や各委員会で活動の振り返りと反省を行う際に、「どんな取組を行ったか」に終始することがないよう、「取組を通して、平取小学校がどのように変わったか」や「取組を通して、みんながどんな姿になったのか」に気付くことができるよう指導支援した。
- ・ 書記局や各委員会から提案された反省について、各学級で協議を行う際に、次の活動につながる協議となるよう、良かった点や反省の妥当性をポイントに指導支援した。
- ・ 後期の活動について振り返りと反省を行う児童総会は第2学年の児童に見学させ、第3学年からの参加に向けて見通しをもたせたり、意欲を高める機会を設定したりした。
- ・ 児童会書記局で実施した「あいさつ運動」について、「運動期間終了後も積極的にあいさつができるようになれたらよい」という児童の声を受け、各教室の入口付近に「あいさつライン」をテープで示し、日常的にあいさつを意識できるような取組に改善した。



【あいさつライン】

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

- ・ 児童総会で各学年から出された質問・意見等や前期反省で第6学年から出された後期への要望・修正案を受け、児童の意見をさらに児童会活動に反映させる取組を進めることにより、「自ら課題や問題点を見つけ、それらを解決しようとする態度」や「自ら考え、判断し、行動できる力」の育成を推進することができた。
- ・ 討議における児童の発言が「～に賛成です。理由は〇〇だからです」という賛否とその根拠を示す形に終始してしまっていることから、より良い活動へと発展させるための深い話し合い活動につなげていく必要がある。

(4) 改善後の取組

取組後の点検・評価を踏まえ、全ての子ども「自分の思い・考えを伝えたり表現したりする力」を育成することができるよう、ICTを効果的に活用するなど、一層充実した取組を推進する。

3 実践のポイント

- ・ 自主的、実践的な活動となるよう、児童会活動の目標を教員と子どもが共有するとともに、子ども自身の決定に至るプロセスや自己決定およびその振り返りを大切にすることを教師全体で共有したこと
- ・ 日常的な学級経営や授業改善、児童総会の「めあて」の中に子ども自身が当事者意識をもつことの重要性を示すことで、心理的安全性の確保と積極的に意見交換する意識の促進を図る基盤を確立できたこと

児童会活動を通じた「私たち」の学校づくり～HKP 浜小 絆づくり プロジェクト～

北斗市立浜分小学校 学級数 27 (校長 沢田 慶毅)

□ 実践の概要

本校は、令和6年度より児童会活動の充実を図るため、第4学年以上の児童が各学級で「自分たちで学校をよりよくするために本当に必要な委員会とは何か」を話し合っている。令和7年度は、新設した委員会を含めた8つの委員会が、学校生活をよりよくするために課題を見付けて話し合い、協力して活動している。

1 実践の目的

重点教育目標「自ら進んで考え行動する子供の育成」を目指し、児童会活動を通して、自分たちのよりよい学校生活のために「自分で・自分から」考えて主体的に活動できる取組を進める。

2 実践内容

(1) 実施計画

令和6年度 前期児童会	児童会スローガンの新設 HKP～浜小 絆づくり プロジェクト～ 七イベントの実施など
令和6年度 後期児童会	各委員会の見直しに向けたアンケートの実施 児童総会（取組に見通しをもたせるため、委員会に次年度所属予定の第4学年も参加する）
令和7年度 前期児童会	児童会スローガン HKP～浜小 心づくり プロジェクト～ ハロウィンイベントの実施など
令和7年度 後期児童会	次年度の学校づくりに向けた児童総会 （振り返り・課題の明確化・改善）



【七イベントの様子】



【イベントの準備の様子】

(2) 取組の具体

① 児童会スローガンの新設

児童が主体的に「絆づくり」「心づくり」に向けて活動できるよう、第4学年以上の児童にアンケートを実施し、「どのような学校づくりのために取り組むのか」を明確にし、各委員会がスローガンを踏まえた活動を行った。

② 次年度の学校づくりを見据えた児童総会の実施

児童が自分事として児童会活動に参加することができるよう、第4学年以上の児童が各学級で話し合い、スローガンの達成に必要な委員会を編成できるようにした。

③ 「学校をよりよくする」活動であるという意識付け

児童が主体的に児童会活動を行うことができよう、各委員会の進捗状況や抱えている課題等を定期的に共有する代表委員会を実施し、児童会全体で課題の解決に向けた取組を行った。

④ 「いじめゼロ」を目指した委員会の取組

「安全・安心な学校生活のために、いじめゼロを目指した委員会を立ち上げたい」という児童の思いから、「いじめぼくめつ委員会」を設置し、ポスターや全校放送などで啓発活動等を行い、児童が主体的に「いじめゼロ」に向けた取組を行った。

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

児童総会での意見を取り入れ、8つの委員会のうち、4つを継続し、残り4つを新設したことにより、自分たちで立ち上げた委員会のため、これまでよりも意欲的に委員会活動に取り組む様子が見られた。

(4) 改善後の取組

スローガン達成に向けた取組を進めることに課題が見られる委員会については、児童が新たな視点で考えたり、新たな発見をしたりできるよう、必要に応じて教員が適切に指導を行い、児童が「自分で・自分から」考えた児童会になるようにする。

3 実践のポイント

- ・児童が主体的に児童会活動を行い、自分たちのよりよい生活について深く考え、他者と交流する機会を位置付けたことにより、学校づくりの主体が自分たちであるという意識を高めたこと

生徒が主体となった校則改正への取組について

名寄市立風連中学校 学級数6 (校長 石本 義行)

□ 実践の概要

本校は、令和6年度から「well-beingな学校づくり」を目指し、「生徒が充実感と所属感を味わえる集団づくり」「発達段階に応じた自己指導能力の育成」に視点を当てた取組を進めており、令和7年2月から、生徒会執行部、生徒指導部の教職員、学級委員長、有志生徒で組織する「校則検討委員会」において、校則の検討・改正を行っている。

1 実践の目的

「校則の見直し」に係る取組を通して、多様な意見を尊重しながらルールや決まりを検討し、よりよい学校生活の在り方を見いだす経験を積み重ねるとともに、主体的に学校生活をよりよくしようとする態度を育てる。

2 実践内容

(1) 実施計画

時期	取組
令和6年10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員と生徒、双方による課題整理 ・生徒との意見交換 ・校内研修を通じた教職員間の方向性の共有、校則改正に向けた視点の明確化
令和7年2月	・校則検討委員会の設置
令和7年2～9月	・校則検討委員会の開催
令和7年10月	・校則改正



【校則検討委員会の様子】

(2) 取組の具体

- ・生徒総会で出された服装に関わる5つの要望について、教職員は校則の目的と改善点を整理し方向性を生徒及び保護者と共有した。
- ・NPO法人によるルールメイキングに係る学習において、他校生徒と意見交流を通して多様な視点や考え方に気付かせるとともに、学級でルールや校則の意義等について学んだ。その後、全校生徒で校則改正のメリット・デメリットについて話し合い、意見を集約した。
- ・生徒会活動において、校則検討委員会を開催し、保護者や高校、企業等へのアンケート及び意見聴取を行い、結果を基に改正案を作成した。その後の職員会議を経て、10月の生徒総会で全校生徒に周知した。

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

(評価)

- ・校則検討委員会における校則見直しに向けた話し合いでは、多くの生徒が自分の考えをもち、仲間や教員と積極的に意見を交わすなど、学校生活をよりよくしようとする意識を高めることができた。
- ・生徒を主体とした校則改正のプロセスをとったことにより、学校づくりの当事者であるという自覚や学校への信頼感を高めることができた。

(工夫改善)

- ・改正後も生徒会を中心に意見交換の場を継続し、校則の運用状況を定期的に点検する必要がある。
- ・今回の取組で培った対話型のプロセスを今後の学習指導や生徒指導等に生かしていく必要がある。

(4) 改善後の取組

今回の取組に係る生徒アンケートの実施を通して、本取組の成果と課題を明確にするとともに、結果を踏まえ、生徒が主体的に学校生活をよりよくしていくことができる取組を検討していく。

3 実践のポイント

- ・校則検討委員会や生徒会など、生徒が主体的に意見を述べ、意思決定する機会を計画的に設けたこと
- ・NPO法人による研修や他校との交流を取り入れ、多様な考えに触れる機会を広げたこと
- ・生徒、教職員、保護者が協働することや、PTA役員会や学校運営協議会と連携することにより、透明性と信頼性を高めたこと
- ・生徒指導提要に基づき、生徒、保護者と校則改正の過程を共有し、納得感のある校則改正につなげたこと

学校・地域・生徒がつながる人権教育の実践

初山別村立初山別中学校 学級数4（校長 滝本 秀明）

□ 実践の概要

本校は、「人権が尊重される社会づくりに向けて、主体的に行動できる生徒の育成」を目標に、関係機関と連携した取組や生徒会活動を実施することを通して、生徒が自ら課題を見つけ、仲間と協力しながらよりよい関係づくりに向けて行動する力を育むことを重視し、活動を振り返る機会を通して人権意識の向上を図っている。

1 実践の目的

人権教室や子ども議会、生徒会活動の実践を通して、生徒が人権を身近なものとして捉え、自他の違いや思いを尊重しながらよりよい関係を築く力や、人権が尊重される社会づくりへの意識と行動力を育む。

- ・人権教室では、お互いの考えを理解することの大切さなどの基本的な理解を深め、子ども議会では自らの意見を発信し、協働的に課題解決に取り組む姿勢を養う。
- ・生徒会活動では、仲間とともに学校生活をよりよくするための企画・運営を通して、主体性と責任感を育成する。

2 実践内容

(1) 実施計画

- ① 第2・3学年を対象とした人権擁護委員による「人権教室」の実施
- ② 生徒会の各委員会活動における全校生徒での交流活動
- ③ 初山別村「子ども議会」の開催

(2) 取組の具体

- ① 本校の第2・3学年と小学校の第5・6学年を対象として、社会科の授業において「人権教室」を隔年実施することにより系統的・継続的な人権教育を推進している。生徒の発達の段階に応じて人権について考える機会を設け、理解の深化と日常生活での実践行動の定着を図っている。また、地域や講師との連携を通して、学校内外で人権を意識する視点の育成につなげている。
- ② 各委員会が企画・運営する異学年との交流活動は、人権教育の実践の場として機能している。図書委員会による交流活動を通して、生徒が主体的に考え、仲間と協力して取り組む中で、互いの違いや思いを尊重する姿勢が育まれている。このような、生徒会活動を通じて、よりよい学校づくりに向けて行動する力が養われ、人権尊重の意識の醸成につなげている。
- ③ 総合的な学習の時間において、自分たちの住む村を自らの手でよりよくしていこうとする主体的な思いを育む貴重な機会として、「子ども議会」の取組を行っている。一般質問のための通告書の作成では、収集した情報を整理・分析し、目的に応じた提案資料を作成する力を養い、議場での質疑では、礼儀やルールを守る態度、課題意識をもって追求する姿勢を育成した。議員や役場職員、村民に向けて自らの考えを発信する経験を通して、社会の一員としての自覚と責任感の向上につなげている。



【図書委員会による交流活動】



【初山別村「子ども議会」の様子】

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

人権教室、生徒会活動、「子ども議会」などの取組を通じて、生徒は人権を身近に捉え、他者理解や協働の姿勢を育むとともに、主体的に考え、発信する経験を重ねる中で、社会参画への意識や責任感の高まりも見られた。一方で、活動のねらいや人権との関わりを生徒自身がより深く実感できるよう、見通しや振り返りの活動において、身に付いた資質・能力を各取組でどのように生かすのか等、各取組のつながりを共有する工夫が必要である。

(4) 改善後の取組

今後は、人権教室、生徒会活動、「子ども議会」といった各取組を関連させ、活動の目的や人権との関わりについて振り返る機会を意図的に設けるなどの効果的な教師の関わりについて改善を図り、生徒が学びの意味を自分事として捉え、より主体的な行動実践へとつなげられるようにする必要がある。

3 実践のポイント

- ・各活動のねらいを明確に示し、生徒が自ら考え、発信する場を保障し、行動力の育成につなげたこと
- ・地域と連携した提案活動を通じて社会参画の意識を育んだこと

助け合い 乗り越えようよ その壁を ～潮中人権宣言の取組～

稚内市立潮見が丘中学校 学級数 10 (校長 河野 弘貴)

□ 実践の概要

本校は、目指す学校像である「安全・安心な生活環境のもと、子どもたちが心置きなく自己表現することができる場」の具現化に向けて、生徒会が中心となり、自他の人権意識の向上と安全・安心な生活環境づくりへの参画意識を高めるため、人権宣言の取組を実施している。

1 実践の目的

- ・生徒が学級や学校における生活をよりよくするための課題を発見し、解決するために話し合い、多様な意見を生かして合意形成を図った取組を実践する。
- ・互いを信頼し、いじめや暴力のない学校づくりを目指すことにより、生徒一人一人に集団の一員として学校生活全体をよりよくしようとする意識を形成する。
- ・全員が意見を出し合い、人権宣言を作成することにより、一人一人の人権意識を高める。

2 実践内容

(1) 実施計画

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 7月 | 生徒会役員による生活実態アンケートの実施と集約・分析 |
| 夏休み | 生徒会役員主催「校内生活改善標語コンクール実施」 |
| 8月 | 上記標語をもとに絆づくりメッセージ団体部門応募作品作成 |
| 10月 | 自分人権宣言と学級人権宣言の作成 |
| 11月 | 学校人権宣言の作成
生徒総会で、検討・決定 |



【ICT活用の様子】



【学校人権宣言の掲示】



【文化部作成ポスター】

(2) 取組の具体

① 自分人権宣言づくり

学級活動において、世界人権宣言の条文を参考に、「自分人権宣言」を作成した。

ICT（学習用クラウドサービス）を活用した他者参照により、生徒一人一人が内容を吟味しながら作成した。

② 学級人権宣言づくり

「自分人権宣言」をもとに学級の仲間と「学級人権宣言」を作成した。

③ 学校人権宣言づくり

代表者会議で、生徒会役員とともに作成した「学校人権宣言」の素案を基に、さらに学級で話し合いを行い、生徒総会で検討・決定した。

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

「学校人権宣言」や「学級人権宣言」に立ち戻りながら、学校風土等について生徒が主体的に考え、よりよくしていこうとする態度を身に付けることができた。

一人一人の希望や願いが大切にされ、一人一人の意見が尊重される生徒会活動の実現に向けて、試行錯誤しながら取組を推進することができた。

(4) 改善後の取組

持続可能な取組としていくため、2年間のサイクルで人権宣言の内容を更新する計画で取組を推進するとともに、「自分人権宣言」を学級に掲示し、一人一人の希望や願いを、互いに大切にできる学校風土を醸成する。

3 実践のポイント

- ・生徒一人一人が、学校づくりを自分ごととして考えられる場を、生徒会が中心となり推進させること
- ・文化部のポスター作成等の活動と関連付けながら、取組を発展・波及させること

小清水中学校の人権教育の取組

小清水町立小清水中学校 学級数5 (校長 杉山 英司)

□ 実践の概要

本校は、近年、児童生徒のSNSトラブルやいじめ等の問題行動が深刻化しており、生徒同士のやり取りの中で、誹謗中傷の発言等が見られることや高等学校進学後の対人トラブルもあることから、すべての人がもつ尊厳と平等な権利に係る人権教育の一層の充実を図っている。

1 実践の目的

総合的な学習の時間において、小清水町に対する愛郷心を育みながら、すべての人がもつ尊厳と平等な権利に係る人権教育に取り組むことにより、異なる価値観や文化を尊重するとともに、他者との違いを受け入れることの大切さを学び、ともに生きる社会の一員として、他者を尊重し、支え合う姿勢を育む。

2 実践内容

(1) 実施計画

	第1学年	第2学年	第3学年
実施時期	5月～7月	4月～5月	4月～9月
指導時数	6時間	11時間	10時間
内容	人権を探究課題として設定した探究的な学習 振り返り		

(2) 取組の具体

- 第1学年
 - ・よりよいSNSの活用方法について探究的な学習活動を行い、自己と他者の違いを踏まえたSNSトラブル防止の方策についてレポートにまとめて発表する。
- 第2学年
 - ・いじめの加害者・被害者・傍観者にならないためにはどうすればよいか探究的な学習活動を行い、いじめ防止CMを作成するとともに、校内放送を利用して全校に発信する。
- 第3学年
 - ・人権擁護委員による人権教室を開催するとともに、人権や共生に係る探究的な学習活動を行い、一人一人が人権を尊重し、意識を高めながら、共に支え合い、共に生きるための方策などについて、学んだことや考えたことなどを作文にまとめる。

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

- ① 第1学年のレポート発表、第2学年のCM制作、第3学年の作文を通して、すべての人がもつ尊厳と平等な権利について学ぶことができた。
- ② SNSトラブルやいじめなど、生徒の身近な出来事をテーマとして取り扱うことにより、生徒が自分事として学ぶことができた。
- ③ SNSトラブルやいじめについて、探究的な学習活動を通して学ぶことをSNSトラブルやいじめ等のトラブル減少につなげる必要がある。



【第3学年人権教室の様子】

(4) 改善後の取組

- ① 生徒が他者を尊重し、支え合う姿勢を学ぶ機会の充実が図られたことから、次年度以降も継続して各学年で取り組むとともに、より充実した内容となるよう、年間指導計画及び単元計画の改善を検討する。
- ② 今後、特別活動や道徳科などの教科等横断的な学習につなげるとともに、生徒の実生活との結び付きを意識して指導することができるよう、全体計画の見直し・改善を検討する。

3 実践のポイント

- ・探究的な学習活動を実施する際は、レポートやCM、作文の作成等、アウトプットの方法や内容について教師が明確化し、取組を行うこと
- ・生徒が自己の生活と結び付けることができる内容となるよう計画すること
- ・町内の人権擁護委員等、外部講師と適切に連携し、人権教育の目的や目指す生徒像等を共有すること

人権教育を取り入れた児童会活動の実践～「LEADERSサミット」の取組を通して～

帯広市立啓北小学校 学級数 18 (校長 奥山 志穂子)

□ 実践の概要

本校は、「児童自身が学校生活をより豊かに、より楽しくしようとする生活態度を身に付けさせる」ことをねらいとして児童会活動に取り組むとともに、児童会活動や学校行事、学校の日常生活に生かしていくために児童会、各委員会委員長と校長が学校の諸課題について交流する「LEADERSサミット」を実施している。

1 実践の目的

児童会三役や各委員会委員長が学校・学級における代表としての自覚、責任感を高め、児童自らが自他共に願いを満たせる解決方法について協議するとともに、全校児童にとって豊かで楽しい学校生活を生み出す。

2 実践内容

(1) 実施計画

- ① 児童会役員が「子どもの権利条約」「子どもの意見表明権」について理解を図るための企画を立案
- ② 第3学年以上の児童を対象に特別活動で児童会活動の在り方についての学習の実施
- ③ 「LEADERSサミット」の実施（年2回）

(2) 取組の具体

- ① 児童が児童会活動の中で「子どもの権利条約」「子どもの意見表明権」の理解を図り、学びの主体は子どもであるという原点に立ち返り、「自分たちで学校生活をより豊かに、より楽しくするための活動をしよう」と企画を立案した。
- ② 児童自身が学校生活をより豊かに、より楽しくしようとする意図の下、学校集団の一員としての自覚をもった生活を身に付けられるよう、児童会活動のねらいを児童と共有した。
- ③ 児童会役員や各委員会の役割と課題把握を踏まえ、学校生活をより豊かに、より楽しくすることができるよう、校長と給食を共にし、対話しながら学校の成果や課題、地域の思いについて共有できる場を設定するとともに、話し合った内容について児童会役員が教職員に対し提案した。



【「LEADERSサミット」の様子】

(3) 取組後の点検・評価、工夫改善

「LEADERSサミット」を通して、課題を自分事として捉え、自分たちで意見を伝えることにより、学校をより豊かに、より楽しくしていくことを実感することができ、児童の子ども意見表明権の理解につなげることができた。

また、「啓北小学校には挨拶が足りない」という課題が児童会役員から上げられたことから、「挨拶があふれる学校にしたい」という目標に向け、児童会が中心となり、全校児童による挨拶運動が実施されるなど、児童会活動の充実を図ることができた。

(4) 改善後の取組

「LEADERSサミット」で啓北小学校のよさや課題を児童会役員が校長と共有するとともに、気持ちのよい挨拶をすることを目的とする挨拶運動の実施を通して、全校児童が気持ちよく過ごす、笑顔があふれる学校生活に貢献することができた。このことにより、以前よりも自分から楽しく挨拶をしようとする児童が増えたことから、児童会役員が決定する5月、9月頃に「LEADERSサミット」を実施し、児童会活動方針や活動内容について、児童の意見を校長と話し合う良い機会として継続していく。

3 実践のポイント

- ・「学校代表である自分たちが積極的に学校に関わり、何かできることはないか」と、児童自らが模索しながら取り組んだ活動であること
- ・児童が学校の成果や課題について校長と建設的な対話ができるよう、給食を共にしながら学校の取組について話し合う場を設定したこと
- ・普段の学校生活から気になること、改善したいこと、啓北小学校のよさを、校長と交流することにより、児童会役員が自らの力で何ができるのかを話し合い、児童会活動を企画、運営し、活動の成功につなげたこと